

医療広告ガイドライン

医療法人城北では、医療広告ガイドラインに遵守したコンテンツ表現をするとともに、閲覧者に対してより分かりやすい説明を掲載するように心がけています。

また、当院ではマウスピース型矯正装置（製品名インビザライン）及びカスタムメイド型リンガルブラケット矯正装置の有効性を認めて導入しておりますが、国内における薬機法対象外となっています。皆様に下記のように情報提供を行うにあたり、「限定解除の4要件」を満たすための記載を掲載いたします。ぜひお目通しください。（医療法人城北 矯正治療に関する注意事項 <https://www.johoku-ortho.com/>）

また医療広告に全体に関する詳細なガイドラインにつきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

「自由診療に関する広告可能事項限定解除について」

当法人HPが、閲覧者が医療を選択するための情報を掲載し、閲覧者が自ら求めて入手する情報を表示するHPであること、その他これに準ずる広告であること。

閲覧者が内容を照会できるように問い合わせ先を明記すること。

また、以下の4点についても必要事項を明記する

- 1) 「提供している治療内容」
- 2) 「治療に必要な標準的な費用」
- 3) 「通常必要とされる治療期間及び回数」
- 4) 「治療の主な副作用・リスク」を十分に記載する

「未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除について」

1) 自由診療の広告に必要な通常の限定解除要件のほかに、以下のように未承認医薬品等の要件を十分に記載する必要がある

2) 未承認医薬品等について

当院で使用するマウスピース型矯正装置は、製品名インビザライン（「インビザライン・システム」）であり、これは薬機法上の承認を得ていません。インビザラインのサポートソフトウェアである「クリンチェック・ソフトウェア」は薬機法上の承認を得ています。インビザライン装置は、世界最大のシェアを占めており、全世界で800万症例以上（2023年時点）の治療が行われています。